

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構
令和2年度 評価調査者「標準となる評価基準」説明会 開催要項

目 的 平成30年度の福祉サービス第三者評価事業の見直しに伴い、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構では、昨年度より県全域で共通して使用する「標準となる評価基準」として、厚生労働省「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」に示す評価基準ガイドライン、福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドラインを使用することとしました。平成30年度より周知しておりますとおり、今後の評価調査活動にあたっては、この説明会の受講修了証が必要となります。今回、未受講者対象の最終説明会を下記日程にて開催いたします。

日 時 令和2年9月11日（金） 午後1時30分～午後5時

会 場 神奈川県社会福祉会館 2階 講堂
(〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2、「横浜駅」より徒歩15分)

プログラム（予定） ※当日の状況に応じて変更することがあります。

時間	テーマ・内容	説明者・講師(予定)
13:00～	受付	
13:30～15:30	かながわ福祉サービス第三者評価の基本的構造 「標準となる評価基準」の基本的理解	・上智社会福祉専門学校 大塚 晃 氏
15:30～15:40	休憩	
15:40～16:40	「標準となる評価基準」の理解 評価基準の理解と判断のポイント (神奈川県独自版：障害者グループホーム)	・神奈川県立保健福祉大学 准教授 在原理恵 氏 (推進機構運営委員会 委員長)
16:40～17:00	修了書交付	

対 象 推進機構登録評価調査者（標準となる評価基準説明会未受講者）

参加費 無料

修了証の交付

- ・ 修了証は登録証を確認の上、説明会当日に発行します。登録証を必ず持参ください。
- ・ 評価調査者の修了状況（登録No.）は、推進機構から評価機関に情報提供を行います。
- ・ 説明会を修了されない場合は、今後県内での評価調査活動を行うことができませんので、予め御承知おきください。
- ・ 30分以上の遅刻・中抜け・早退した場合、修了証の発行はできません。

参加申込

- ・ 別添の参加申込書様式により、メール、ファクスまたは持参にて推進機構宛にお申込みください。＜申込締切：令和2年8月14日(金)必着＞

問合せ・連絡先

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉サービス第三者評価推進機構
〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2 県社会福祉会館3階
電話 045-290-7432 ファクス 045-320-4077 メール daisansya@knsyk.jp

※新型コロナウイルス対策にご協力ください

- ・ 当日は、感染防止のためマスクの着用をお願いいたします
- ・ 当日朝、必ず検温をしてからお越しください
- ・ 37.5℃以上の発熱がみられる場合は、ご参加いただけません
- ・ 体調が優れない、体調に不安がある場合は、ご参加いただけません
- ・ 受付時に検温させていただきます